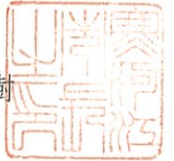


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 22 日

寒河江市長 佐藤 洋 樹



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

南部地区

（高屋、皿沼、島）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 17 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 7 経営体

個人 43 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手はあるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ① 地域の農地所有者が農地を貸し付ける場合は、原則として農地中間管理機構を利用する。
- ② 農業をリタイヤ・経営転換する場合は、原則として農地中間管理機構を利用する。
- ③ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする場合は、原則として農地中間管理機構を利用する。
- ④ 農地利用集積円滑化事業による賃貸借契約満了を迎える農地は、原則として農地中間管理機構を利用した契約に移行する。

6. 地域農業の将来のあり方

(1) 農地集約化の方針

- ① 平成 26 年以降の農地中間管理事業を活用した集積面積の累計が、他地区に比べて低いため、今後は農地中間管理事業を活用した農地利用の促進を図る。
- ② 法人の参入を促進することで、農地利用の集積・集約化を図る。
- ③ 中心経営体である認定農業者や法人が、新規就農者等の受入を促進することで、農地利用の総合的な効率化にも対応する。
- ④ 農地の利用集積を進めるため、農業後継者や新規就農者育成に積極的に取り組む。

(2) 取組方針

- ① 農地中間管理事業の積極的な活用を促す。
- ② 新規参入を促進して、新規参入者及び中心経営体への農地の集積・集約化を図る。
- ③ 農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

実質化された人・農地プラン

市町村名	地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
寒河江市	南部地区 （高屋、皿沼、島）	平成25年3月21日	令和5年3月17日

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	165.00 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積の合計	107.62 ha
③ 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	52.00 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.00 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	7.00 ha
④ 地区内において、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	89.07 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

地区内の75歳以上の耕作者の割合が、令和5年には31.2%と年齢階層別にみると最も高くなる予測結果となり、担い手の確保が急務である。
地区内において、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

H26年以降の農地中間管理事業を活用した集積面積の累計が他地区に比べて低いため、今後は農地中間管理事業を活用した農地利用の促進を図る。
法人の参入を促進することで、農地利用の集積・集約化を図る。
中心経営体である認定農業者や法人が、新規就農者等の受入を促進することで、農地利用の総合的な効率化にも対応する。
農地の利用集積を進めるため、農業後継者や新規就農者の育成に積極的に取り組む。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地中間管理事業の積極的な活用を促す。
新規参入を促進して、新規参入者及び中心経営体への農地の集積・集約化を図る。
農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける